

京都大学	博士(文学)	氏名	宇佐美 英 機
論文題目	近世京都の金銀出入と社会慣習		
<p>(論文内容の要旨)</p> <p>本論文は、現在の近世都市史研究、法制史研究、商業史研究が共通して抱えている問題である17世紀の実態を解明し、18世紀以降それがどのように変化していくのかを明らかにすることを大きな課題としつつ、近世期の京都における金銀出入を分析の主要な対象として考察したものである。とりわけ、金銀貸借や商品売買などの経済行為によって発生する係争がどのように解決されたのかについて、所司代・京都町奉行所がどのように法制度を整え、法規範を成文化していったのかを明らかにするとともに、そのような動きが都市社会の変容とどのように関連していたのかを究明することを課題としている。本論文は、3部9章の本論と、その前後に配した序章・終章、および補論からなる。</p> <p>序章において、本論文が課題とする主題に関する研究史の整理を行い、これまでの研究では、17世紀における都市の法制度や町の実態がほとんど明らかにされないままに、18世紀以降に確立した制度や実態をもとに近世全体を捉えていることが最も大きな問題であると指摘する。</p> <p>こうした研究の現状に鑑み、本論文では秋山國三が指摘した町は近世の町内の人々にとって第一義的目的地は経済活動にあるという視点を継承し、経済活動を円滑に進めるためには為政者による法制度の整備過程の解明が必要であること、また、町々が経済活動によって生じる係争にともないどのように対応しているのかを明らかにする必要があることを指摘する。そして、この両側面を解明するうえで、京都が最適の分析対象であることを強調し、この解明が本論の課題であるとする。</p> <p>第1部「町触社会の成立と訴訟制度」では、これまでの研究成果により町触が有する史的な重要性に鑑み、近世都市に町触の世界が成立するという見通しのもとで分析がなされている。</p> <p>第1章「近世前期の町触と触留」では、中世末期から近世前期にかけて権力意思の公示方法が、禁制・高札を掲示するという方式から、文字で記された触書を発布することによって支配の意思を表現するようになる過程を明らかにし、とりわけ、慶長期にはいると「ふれなかし」をする町人が登場し、町中に権力意思を伝達する制度が整えられていくようになるが、そのことは町触を通じて権力と市井の人々が情報を共有し、共存していく関係を成立させたものと評価する。そして、このような触書が留められた初期の触留7点を検討し、その信頼性を明らかにした。また、公刊されている『京都町触集成』に収録されていない触書も発掘され、分析対象として取り上げられ</p>			

ている。

第2章「板倉二十一か条」の伝来状況では、近世期の京都市中の町々に最も大きな影響を与えていた、いわゆる「板倉二十一か条」のうち元和8年（1622）8月20日令の7か条令の伝来状況を検討し、1点伝来する正文の信頼性を確定した。同時に宛先の町組名の検討を通じて、当時存在したはずの町組名となっていないことなどを考察し、その齟齬は当該期が町代の位置づけをめぐる町中と所司代側との相克の時期であることによるものと位置づける。

ついで第3章では、17世紀を通じて所司代・京都町奉行所において、人々から提起される公事訴訟を受理し裁許する制度の整備過程を検討し、所司代が「不限昼夜」「不依貴賤」係争を訴えでることを許容する権力として成立したことによって、さまざまな係争が出訴されるようになったことを指摘し、それらの係争のなかで金銀係争にさいする裁許意識・制度の過程を明らかにする。すなわち、当初は金銀出入については裁許しないことを原則としていたが、板倉重宗治世の末期には、債務は「連々と済ます」べきだと述べるようになる。そして、牧野親成治世期には、限定的な紛争受理制度が次第に改められ、訴状の書式、出訴制限などの形式が整えられるようになり、町奉行所体制のもとで公事訴訟日・裏判日の設定、帳付け日限の整備、町役人付添の義務化などが進められていく。裁許にさいしては、証文証拠主義を原則としながらも社会慣習として存在した契約書もまた、その証拠能力を否定しない実態を明らかにする。

以上のように17世紀を中心とした分析により、経済行為の発展によって必然的に生じる係争を調停・裁許する体制整備の実態が、京都に則して明らかにされる。

第2部「金銀出入の取捌仕法」は、第1部で明らかにした17世紀の状況をうけて、18世紀以降どのような成文法が制定され、適用されることになったのかを解明する。ここで明らかにした法条文は、そのほとんどは今まで知られていないものであるとともに、この分析により京都町奉行所の金銀出入取捌仕法が解明される。

第1章「京都の相对済まし令」では、京都に発布された「相对済まし令」の発布状況の検討を行い、当該令は通説のように江戸が最初ではなく、京都で発布された慶安4年（1651）12月5日の触書が初見とみなしうると主張する。そして、元禄15年（1702）9月令の後に発布された「相对済まし令」すべてを検討し、それらを江戸触と比較して、「相对済まし令」は全国に一律に適用されるものではなく、地域的に効力が異なることを明らかにする。このさい、触書が町奉行所からどのように発布され、その触書条文を市中がどのように受けとめたのかを相互に関連づけて検討し、京都における「相对済まし令」の独自性を明らかにする。また、寛政9年（1797）9月令、天保14年（1843）令をめぐる奈良奉行所との承合史料を検討し、天保14年令が契機となって金銀出入取捌仕法を江戸（大坂）と同一にしようとする意向がみられることも明らかにする。

第2章「京都町奉行所の内上銀済取捌仕法」では、金銀係争のうち滞額に応じた弁済日限と弁済額(率)=内上銀を明示して裁許する公事についてその取捌規定を分析し、京都町奉行所におけるまとまった取捌規定は、元禄15年閏8月の極が初見であること、この後、安永5年(1776)12月、文化13年(1816)閏8月、天保3年時のものなどが確認できるが、微修正とはいえ時代が降るにつれ滞額の区分が少なくなる一方で、返済日限が簡略化されていったこと、裁許に際しては、おおむね滞額の1割から5分を日限内で弁済させることを意識しており、完済のために6・7～12・13年という年月をかけて、少しずつ債務を弁済させる規定であったことを明らかにする。これは、江戸や大坂が身代限りを適用したことと大いに異なる京都独自の仕法であったが、同様の方式は、奈良奉行所でも援用されたようであり、この取捌規定が適用されるものは、商品売買にともなう代金滞や借入金返済滞などの係争においてであることを指摘する。

第3章「公銀・名目銀滞り出入取捌仕法」では、公銀・名目銀などの金銀係争にたいする取捌規定を取り上げ、その裁許規定は、元文年間以降の京都において名目銀による金融が普及したことによって生じた係争に対処するために、奉行所が新たに規定を定めていったものと考えられること、またこの取捌仕法では債務に応じた弁済日限のみが規定されており、内上銀が課されず債務弁済までの日限が短いことが特徴であること、しかし名目銀の違いにより初訴のさいに申し渡される弁済日限区分(7日、10日、15日、20日)に違いがあり、名目銀にも軽重の差があったこと、この規定のなかには身代限りを申し付けるとするものもみられるが、実行されたことはなかったこと、さらにこの取捌は東西町奉行所で分掌されており、前章で明らかにした公事裁許日とは異なる日に裁許されたことが明らかにされている。

以上の第2部における分析によって、京都においては、江戸・大坂などと異なる金銀出入取捌規定・制度が存在し、独自の裁許制度のもとにあったことが明らかにされる。

第3部「近世京都の社会慣習」は、金銀係争にかかわって生起している町中社会の変容を取り上げ、第1部・2部で明らかにした所司代・京都町奉行所による制度の整備・変容に対し、そのような整備が、町中社会にどのような変容をもたらし、町中においてどのような新たな慣行や慣習を生みだし定着するのかを検討する。

第1章「都市の変容と社会慣習」では、法制度の変化が町式目でどのように反映されているのか、その改編の状況に注目し、初期においては町中・家主が町内の構成員の債務保証を行い裁判費用も負担する慣習があったが、次第に個人の問題に直接町中がかかわりあうことを回避しようとする動きが出始め、元禄期以降、次第にそれが町中の総意へと結実していくことを明らかにする。そしてこのような変化は、公事訴訟の取り持ちを行う「腰押」や「代屋」と称される、町役人が公務として務めるべき職務を代行する者を生み出し、やがてそれが専門化していくこと、また金銀係争にかか

わっている者が居住していることによって生じる奉行所への付添義務という難儀や、町が抱えるさまざまな難渋を引き受けて生計をたてる「難渋町」も発生し、奉行所が規制するにもかかわらずそれが存続することを明らかにし、こうしたそれまでの町中には存在しなかったような新しい職業者の発生や町建てもまた金銀出入の増加と密接にかかわっていたこと、それは旧来の町中の秩序維持機能では対処できなくなったことの反映であると評価する。

第2章「京都の「出世証文」」では、経済行為の進展により必然的に発生する債権・債務関係を解消する慣行として、将来の不定時において債務を弁済することを約束する「出世証文」を作成し、当事者間で取り交わす慣行が京都にも存在したこと、「出世証文」の初見史料は、宝暦4年（1754）11月付けの上河家文書にあること、「出世証文」が登場する条件として商家内の奉公人引負銀弁済の問題が考えられること、また、このような慣行は、商家だけでなく町奉行所や武家においても周知のことであったことなどを明らかにし、このような慣行は裁判による紛争調停を補完するものとして社会に定着していくと位置づける。

第3章「公銀・名目銀滞り出入取捌仕法」では幕末～明治初年の柳馬場通三条下る榎屋町における、金銀融通の実態を記録した冊子を素材に町が管理する資金がどのように町内で循環しているのかを分析し、町構成員の貸借銀が循環する実態と町がもつ信用機能の変化が明らかにし、近世初期の町中がもつ信用保証機能は次第に相対化されるとする従来の見解に一定の留保がいることを指摘する。

以上の第3部は、18世紀以降の京都社会において貨幣経済が発展することによって生じた変容を、町全体にかかわる現象と個別町の事例によって明らかにしたものである。

終章では、本論文は京都を素材として、金銀貸借や商品売買の進展にともなう係争をどのように調停・裁許していたのかについて明らかにしたが、とりわけ17世紀の実態を踏まえて社会の変容を明らかにすることの重要性を改めて指摘した。ここでは、「金銀係争の日常化」という観点を提示して、人々が裁許をうける権利を獲得する過程が法制度の整備と関連すると考え、また、その獲得した「権利」や制限的な権利を前提にして新しい慣行が生じ社会的慣習として定着して行くのであらうと推測を加えた。

また、補論では、本論文でも用いた「科定類聚」「武辺秘録」「武辺大秘録」の書誌的考察と、収録条文の紹介を行行っている。

以上のように本論文は、これまでの近世都市史・法制史・商業史研究では欠落ないし不十分な検討しかなされてこなかった金銀出入の問題を、京都を対象として通史的に明らかにしたものである。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、近世京都における金銀貸借や商品売買などの経済行為にもなって発生する係争、金銀出入がどのように解決されたかを、法制面と社会慣習の両面から、その形成過程を含めて明らかにしようとした研究である。全体は、3部9章に分かたれ序章と終章が配されている。序章では、研究史を総括し、第一部では、町触社会の成立と訴訟制度を取り上げ、近世の京都における法整備の様相を、第二部では、相对済まし令に注目しつつ、京都における金銀出入の取り捌き仕法の成立とその変容を、第三部では、金銀出入をめぐる社会慣習の実体と新たな変化とを論じている。

日本近世における金銀出入の研究は、享保改革に際し江戸で出された著名な相对済まし令については一定の蓄積があるものの、全体としては薄く、殊に17世紀についてはほとんど明らかにされてこなかった。また、法制史の研究では、漠然と近世後期になると江戸の法制が一律に全国に浸透していったものと捉えるのが通説的見解である。

本論文は、こうした状況を踏まえ、近世京都における金銀出入に関する法整備の様相とそれと連動する社会慣習の形成・変容について、多くの事実や特徴を明らかにしているが、ここでは特に重要と思われるものをいくつか取り上げる。

1) 中世末期から近世前期にかけて権力意思の公示方法が、禁制・高札を掲示するという方式から文字で記された触書を発布することによって表現する方式に大きく転換することを京都に則して明らかにし、それを支えるものとして慶長期(1595～1615)に「ふれなかし(触流し)」をする町人が登場し、町中に権力側の意思を伝達する制度・組織が整えられていき、結果、町触を通じて権力と市井の人々が情報を共有し共存していく関係が作り上げられたと位置づけ、そこに近世的な町触社会が形成されたと主張する。

2) 幕府は、金銀出入については当初は裁許しないことを原則としていたが、板倉重宗治世(1620～1654)の末期に債務は「連々と済ます」べきだとされるようになり、牧野親成の治世期(1654～1668)には限定的な紛争受理制度が次第に改められ、訴状の書式、出訴制限などの形式が整えられ、さらに寛文8年(1668)に成立した京都町奉行所体制のもとで公事訴訟日・裏判日の設定、帳付け日限の整備、町役人付添の義務化などが進められるなど、制度的整備の具体像を跡付け、また裁許に際しては、証文証拠主義を原則としながらも社会慣習として存在した契約書もまたその証拠能力を否定しないという裁許上の特質を指摘する。ここで、従来ほとんど明らかにされていなかった17世紀の京都における訴訟制度の具体的な姿が提示されたことは、法制史研究だけでなく都市史研究、商業史研究にとっても大きな成果といえる。

3) 京都に出された「相对済まし令」を対象として、発布状況の検討を行い、当該令は通説のように江戸が最初ではなく、京都で発布された慶安4年(1651)12月5日の触書が初見であり、ついで元禄15年(1702)9月令の後に京都で出さ

れた「相对済まし令」すべてを検討し、それらを江戸触と比較して、「相对済まし令」は全国一律に適用されるものではなく、地域的に効力が異なることを明らかにし、京都における「相对済まし令」の独自性を指摘する。この点は、通説的理解に大きな変更を迫るものであり、研究史上注目すべき成果の一つである。

4) 近世初期においては町中・家主が町内の構成員の債務保証を行い裁判費用も負担する慣習があったが、法制度の変化するなかで、次第に個人の問題に直接町中がかかわりあうことを回避しようとする動きが出始め、元禄期以降、次第にそれが町中の総意へと結実していくことを明らかにし、さらにこうした変化は、公事訴訟の取り持ちを行う「腰押」や「代屋」と称される、町役人が公務として務めるべき職務を代行する者を生み出し、やがてそれが専門化し、さらに金銀係争にかかわっている者が居住していることによって生じる奉行所への付添義務という難儀や、町が抱えるさまざまな難渋を引き受けて生計をたてる「難渋町」が新たに生み出され、奉行所が規制するにもかかわらずそれが存続したことを明らかにする。法整備の進行に即して社会がそれへの新たな対応を生み出していく過程とその様相を極めて具体的に分析・論証した点は高く評価できる。

5) 1925年に中田薫が関説して以来ほとんど研究史上顧みられなかった「出世証文」の現物を数多く京都の商家文書のなかに見出し、その分析を通して、「出世証文」は、社会の慣行として将来の不定時において債務を弁済することを約束することで債権・債務関係を当事者間で解消する機能を持ち、かつ商家内の奉公人が引負銀を弁済する手段の一つとしてとして作成されたものであると、その基本的性格を確定し、さらにこうした慣行は裁判による紛争調停を補完するものとして社会に定着していったと推測している。

本論文の主要な成果は、以上述べてきた通りであるが、望むべき点がないわけではない。相对済まし令の分析の結果、京都の独自性が明らかになったが、こうした特性は他の法制また他地域においても広く指摘しうるものか、より広い視野での検討が求められ、また「出世証文」の社会的機能についてはなおその広がりをも含めて論証を深める必要がある。しかし、これらの問題は、論文の価値を大きく損なうものではなく、論者の今後の努力によって克服されることを期待したい。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。なお、2010年11月5日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。